

「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービス

2018年11月15日号

訪問してきた事業者に「雨どいにゆがみがある。修理には50万円かかるが保険金で負担なく修理できる」と言われた。保険金を請求したところ支払われたのは20万円だった。差額の30万円を都合できず修理を断ると、「事業者からすでに工事を承諾しているとして違約金を請求された」といった相談があります。

「自己負担なく住宅の修理ができる」と言われても、勧誘を受けた時点では修理の費用が保険金の範囲で収まるかどうか、また保険金が支払われるかも分かりません。「保険金が使える」と勧誘を受けた場合は、契約している保険会社や代理店等に相談するようにしましょう。

建物の損傷の原因を自然災害とするなど、保険金の請求にウソがあると、保険契約の解除や保険金の返金を求められる可能性があります。「保険金が使える」と勧誘されても、すぐに契約するのはやめましょう。

困ったことがあれば城陽市消費生活センターに相談しましょう。